

質疑応答

参加者 質問・意見	帯広市 回答
帯広市における宿泊税の考え方について	
平成 30 年度の宿泊客延数約 127 万人泊は、課税免除である修学旅行等の学校行事での宿泊者を除いた人数か。	宿泊客の宿泊事由を問わないものであるため、課税免除の対象である修学旅行等の学校行事での宿泊者も含んでいる。
想定事業規模の 2 億 5,000 万円に税収が届かない可能性があるのではないか。	事業規模は年額 2 億から 2 億 5,000 万円程度見込んでいる。税収は上下することを想定しており、予算の範囲内で事業を実施していく考え。
宿泊税の税収は、帯広市の観光予算の中で実施している既存事業の一部となり、単純な予算の振替になり得るのか。	現在の観光予算に補填するための財源として宿泊税を導入するという考えではなく、「帯広市における宿泊税の考え方」に記載のとおり、課題を解決するための新規・拡充事業、新たな展開を図るものに対して充当していく考え。
宿泊税の活用事業は既に決まっているのか。	「帯広市における宿泊税の考え方について」に示した 3 つの方針（①観光客やビジネス客、訪日外国人旅行者などの受入環境の充実 ②地域資源の魅力向上 ③持続可能な観光振興）に基づく事業に宿泊税を活用する考え。具体的な施策については、今後、宿泊事業者や観光関係事業者との意見交換により、地域の実情や課題を把握したうえで事業を検討し、毎年度の予算編成を経て、議会に提案する流れとなるため、現段階で具体的なものは決まっていない。
単年ごとに用途を考えていくのか。または一定期間で考えていくのか。	現状で具体的なものをお示しできないが、数カ年の見通しを含めて様々な議論を進めているところ。
観光と MICE 誘致について、どのような方向に進んでいくのか。	MICE 誘致にも取り組み、そこで来ていただいた方々に観光も楽しんでいただきたい。
北海道と重複して宿泊税を徴収することは決定しているのか。	北海道においても令和 8 年 4 月からの課税を予定。
宿泊料による段階制ではなく、一律 200 円とした理由を教えてください。	想定事業規模が 2 億から 2 億 5000 万円程度であり、宿泊客延数から導き出したものが 200 円である。また、宿泊事由や料金によって享受する行政サービスの程度に違いはないという考えで一律定額制としたもの。
特別徴収義務者への支援として、道では宿泊税に対して 3.5 パーセントの交付金を出すのが、なぜ帯広市は交付金を出さないのか。再検討していただきたい。	現在、事業者特別徴収の義務を課して納めていただいている税として市道民税や入湯税があり、その税については交付金を支払いしていない。他税との整合性を鑑み、現段階では交付金を支払いしない方向で検討している。
宿泊税を導入した後、また帯広市に行きたいと選んでもらえるようになるまで何年ぐらいかかると思っているか。	具体的な年数は現状お示しできないが、宿泊者や宿泊事業者の理解を一定程度得られないと持続できない制度だと思っているため、期待に応えられるよう進めていきたい。

<p>観光資源として、帯広の森などのスポーツ施設を使うべき。それを使っていくのであれば、スポーツ団体等は免税にした方が効果的ではないか。</p>	<p>スポーツ大会は形態が様々であり、公的な証明が困難であると考えている。</p> <p>北海道も同様の考えであり、徴収事務の負担軽減や簡素な制度とするため、課税免除の対象外としたところ。スポーツ大会等に伴う宿泊者については、宿泊税の活用事業の中で満足度を高められる施策を検討していく。</p>
<p>宿泊税と入湯税を徴収すると負担が大きいの。入湯税を減免する可能性はあるか。</p>	<p>入湯税に変更を加えることは現状考えていない。</p>
<p>徴収事務について</p>	
<p>添い寝料や入館料だけかかる場合でも、宿泊税は徴収されるのか。</p>	<p>整理できていないため、改めて回答する。</p> <p>回答 <u>添い寝が無料の場合は課税対象外。添い寝料、入館料を宿泊料金として支払う場合は課税対象となる。</u></p>
<p>宿泊無料券等により宿泊料が伴わない場合は課税されるのか。</p>	<p>宿泊施設の独自クーポンについては料金が発生していないため課税対象外。しかし、全国共通の旅行クーポンなど、あくまで料金は発生しているがクーポンで無料になっている場合は、課税対象になる。</p>
<p>ホテルで独自に無料とした場合、内部証明は不要か。</p>	<p>不要。</p>
<p>OTA（インターネット上で取引を行う旅行会社）で自身の保有ポイントを使い、0円で宿泊する場合は課税されるのか。</p>	<p>あくまで有料のところにOTAのポイントが充当されているということになるので、課税の対象になる。先行地域等でも同様の考え。</p>
<p>課税免除の対象である修学旅行等で宿泊する場合、学校長等の証明を帯広市に提出する必要があるか。</p>	<p>基本的には学校長等の証明を引率の先生が当日持参し、宿泊施設で保管いただくことを想定している。帯広市に提出という取り扱いはしない考え。</p>
<p>課税免除対象外のスポーツ大会等に対する学校長の証明書を持参した場合の対応方法は。</p>	<p>対応方法については未定のため、今後、北海道と調整の上、改めて提示する。</p>
<p>NPO 団体も同様に税を納めなければいけないのか。</p>	<p>団体での区別はしていないため、課税の対象になる。</p>
<p>ウィークリーマンション等で長期滞在する場合は課税されるのか。</p>	<p>契約内容で決まる。賃貸借契約の場合は課税されないが、賃貸借契約を結ばない場合は課税対象となる考え。先行地域でも同様の扱い。具体的な要件については、今後、北海道と調整の上、改めて提示する。</p>
<p>宿泊税込みの金額で商品を販売してよいか。</p>	<p>宿泊税を含めて販売する方法、別途徴収する方法のどちらも可能と考える。</p>
<p>宿泊料金、消費税、宿泊税の計算方法を教えてほしい。</p>	<p>(例として) 宿泊料金 10,000 円 (税抜) + 消費税 1,000 円 + 宿泊税 200 円 = 合計 11,200 円</p>
<p>宿泊税の支払いを拒否された場合、徴収できない責任の所在、市や道でのサポートなど、対応方法を考えているか。</p>	<p>対応方法について未定のため、今後、北海道と調整の上、改めて提示する。</p>